

○金融庁告示第 号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）附則第三十四条の規定に基づき、  
金融庁長官が指定する国又は地域を次のように指定し、令和三年 月 日から適用する。

令和三年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

- 一 アメリカ合衆国
- 二 英国
- 三 オーストラリア
- 四 シンガポール
- 五 スイス
- 六 ドイツ
- 七 フランス
- 八 香港